3. ビオトープの今後の維持管理について

平成 14 年 9 月に整備が完了、公開作業による地元植物やメダカの移植を行い、およそ 2 年が経過しました。

ビオトープ内は、外部から生物が持ち込まれるなど課題はあるものの、着実に種の多様性を増してきています。

今後、人間がどのように手を加えていけばよいか(あるいは手を加えないべきか)は、その都度、ビオトープを見守る地域の皆様のご意見とご協力を得て、対応していくことが望ましいと考えます。

しかし、ビオトープが地域のメダカの良好な生息場・繁殖場であり続けるためには、最低限の維持管理作業が必要と考えられます。そこで、青森河川国道事務所では、その機能を維持していくための作業を行う維持管理方針(案)を以下のように考えています。

■青森河川国道事務所によるビオトープ維持管理方針(案)

1)維持管理の基本方針

- ビオトープは必要以上に手を加えず、自然の推移を見守ります。
- メダカを中心とする生物の生息環境の障害に対しては、維持管理作業により排除・低減します。
- 施設の破損等で利用に危険となる箇所を点検・補修します。

2)青森河川国道事務所で行う管理内容

① ビオトープ内の草刈について

・基本的に手をかけない方針であるが、訪問者の通路の確保、植栽している高木の保護、防犯上の観点から最低限の除草を実施。(年 1 回(6 月末頃))

② ビオトープ内の危険箇所の把握及び補修について

・通常の道路パトロールの際、月 1 回程度ビオトープに立ち寄り、点検を行う。その際、目立ったゴミを拾う。

・危険箇所等を発見した場合、すみやかに補修を行う。(冬季は除外)

③ 給水ポンプの管理について

・ビオトープ内の水量を確保する為、給水ポンプの点検を春先に実施。

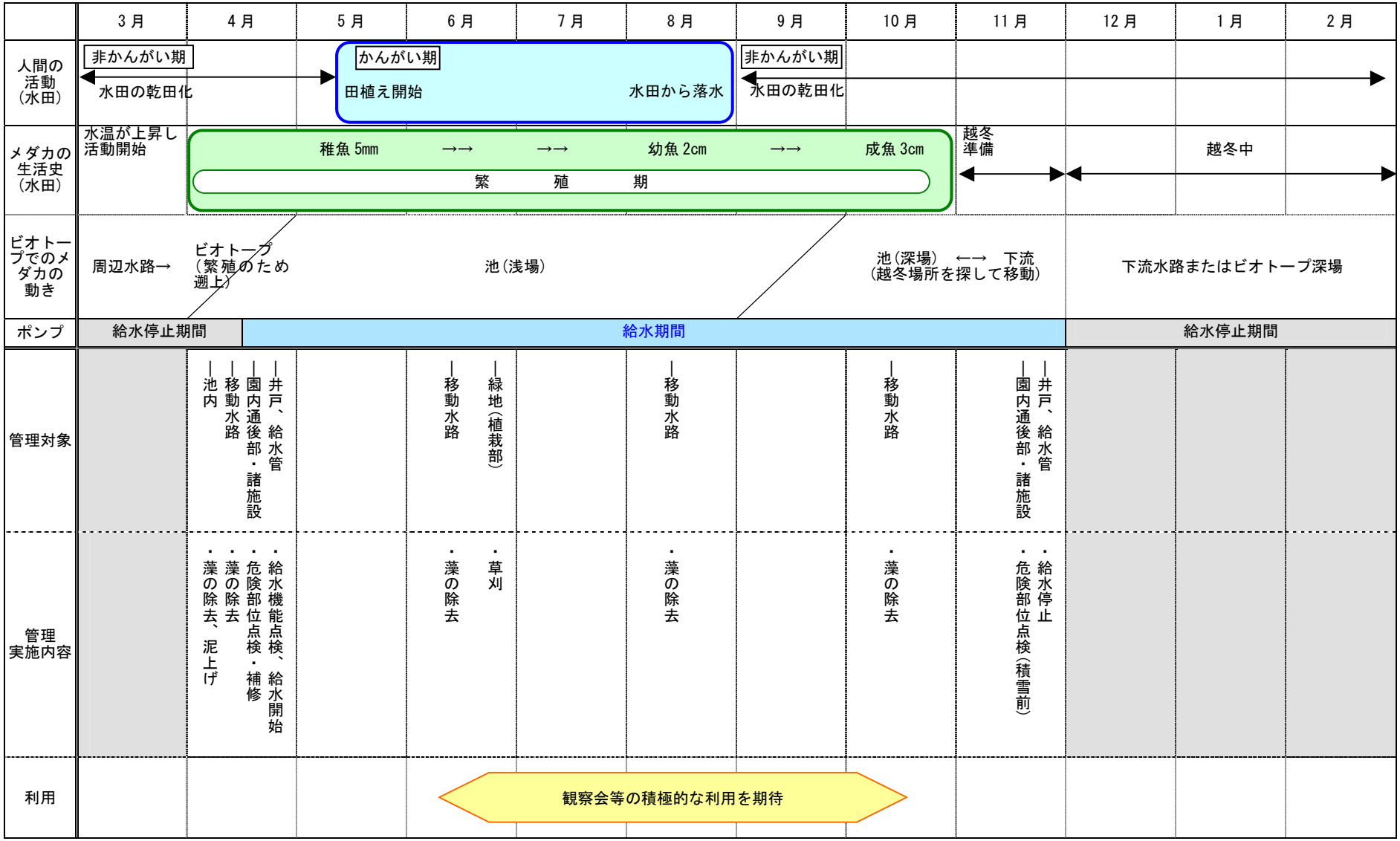
・給水が停止している状態が確認された時点で、給水ポンプの点検及び修理を実施

④ 移動水路(メダカ魚道)の点検について

・月 1 回の点検の際、移動水路について、障害物が無いか点検し、2 ヶ月に 1 回程度藻の除去を行う。



3)維持管理活動を中心とした一年間の流れ



4)関係者の皆様への協力のお願い

- これまでの状況を見守ってきて、池の部分について、藻の除去と、泥上げが必要であり、年１回(春先)実施したいと考えています。そこで、皆様の協力をお願いしたいと思っています。
- また、見学などで立ち寄った際には、目に付いたゴミを拾っていただけるとありがたいと思っています。

5)その他ビオトープに係る活動について

- メダカ等地域の自然・動植物と共生していくことの大切さを知っていただくために、ビオトープをより多くの方々に利用していただきたいと考えます。利用者の声は、ビオトープ施設の点検に役立つとともに、多くの方に利用していただくことが、ビオトープ内の生態系を見守る「目」(不用意な生物の移入の防止等)になると考えます。したがって、地域の方々のグループや学校による自然観察会等の利用は、積極的に受け入れて行きたいと考えます。
- イベント時には、ゴミ拾いなどの協力を呼びかけていきます。

6)ご意見・ご助言を頂きたい主なポイント

- 維持管理の各項目の実施時期について
- 園内危険部位等のお気づきの点について
- その他